

# 役員候補者選出に関する規程

令和2年11月26日制定

**一般社団法人美祢市観光協会**

# 役員候補者選出に関する規程

令和2年11月26日制定

一般社団法人美祢市観光協会

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人美祢市観光協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第23条第1項に基づく役員を選任にかかる役員候補者の選出を行うために必要な事項を定めるものとする。

## (役員の種類)

第2条 役員候補者の種別は、定款第22条に基づく次の役員とし、総会へ選出する。

- (1) 理事候補者 7名以上15名以内
- (2) 監事候補者 2名以上

## (役員候補者の資格要件)

第3条 役員候補者の資格は、定款第5条第1項1号の正会員とし、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第9条の公示を行った時点以降も本協会の正会員であること。
  - (2) 立候補者及び推薦候補者は、本協会入会歴5年以上であること。
  - (3) 役員改選時に於いて会費未納及び正会員若しくは本協会の名誉並びに信用を傷つけるような行為をした者でないこと。
  - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条第1項の事項に該当しない者であること。
- 2 役員候補者は、法人の正会員にあっては当該法人の代表取締役とし、団体の正会員にあっては当該団体の代表者とする。ただし、正会員である法人の代表取締役がその法人の社員へ、又は団体の代表者が団体の構成員へその権利を委任した場合は、その受任者が役員候補者となることができる。
- 3 第1項第2号において、理事会が推薦した候補者においては、この要件を満たす必要はない。

## (理事会及び役員候補者選考委員会の責務)

第4条 理事会は、本協会の役員候補者の選出に関する業務を執行する。

- 2 理事会は、役員改選年度の前年度に全理事により組織された役員候補者選考委員会を設置する。
- 3 役員候補者選考委員会は、立候補又は推薦により提出された理事立候補者届又は理事推薦候補者届の受理の可否について確認たうえで選考を行い、その結果に基づいて理事候補者を決定し、理事会へ報告しなければならない。

4 監事候補者は、理事会が選出する。

(役員候補者の選出方法)

第5条 本協会の役員候補者の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 理事候補者は第3条に定める要件を満たす者とし、その選出方法は立候補又は推薦による候補者から役員候補者選考委員会の選考を経て理事会の議決により選出する。
- (2) 監事候補者は第3条に定める要件を満たす者とし、その中から理事会の議決により選出する。

(理事候補者の立候補及び推薦要件)

第6条 理事候補者として立候補又は推薦するために必要とする要件は、以下のとおりとする。

- (1) 立候補の場合は、第3条に定める要件を満たしていること、かつ第7条に定める要件を満たしている推薦者1名及び現役理事1名からの推薦を得ていること。
- (2) 推薦の場合は、被推薦者の承諾を得たうえで、前号の要件を満たしていること。ただし、同一推薦者が推薦することが出来る理事候補者は1名であること。

(推薦者の資格要件)

第7条 推薦者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第8条の公示を行った時点及びそれ以降、本協会の正会員であること。
- (2) 本協会の年会費が未納でないこと。
- (3) 理事に立候補する者でないこと。ただし、被推薦者が他の候補者を推薦する場合はこれを妨げない。

(理事公募内容)

第8条 理事会は、理事の任期満了日の属する年度の前年度の10月までに以下に定めるものを決定し、役員候補者選考委員会を設置しなければならない。

- (1) 次期の理事数
- (2) 任期
- (3) 理事候補の受付開始日と締切日
- (4) 理事候補に関する手続きの内容
- (5) 総会開催日(選任時期)
- (6) 総会における選任方法
- (7) 第12条第1項第2号で定める留任する理事の推薦順位
- (8) その他

(理事改選の公示)

第9条 理事会は、理事の改選実施及びその詳細について以下の方法により正会員に周知しなければならない。

- (1) 郵送

(2) 本協会のホームページへ掲載

2 前項に掲げる方法の実施期間は、改選する前年度の12月末から理事候補締切日までとする。なお、郵送は改選する前年度の12月末までに発送するものとする。

(理事立候補者届)

第10条 理事に立候補しようとする者は、一般社団法人美祢市観光協会理事立候補者届(別記様式第1号)及び履歴書(別記様式第3号)に必要事項を記入し、郵送にて本協会が指定した日(必着)までに事務局に提出しなければならない。

(推薦による理事候補者届)

第11条 理事候補者を推薦しようとする者は、一般社団法人美祢市観光協会理事推薦候補者届(別記様式第2号)及び履歴書(別記様式第3号)に必要事項を記入し、郵送にて本協会が指定した日(必着)までに事務局に提出しなければならない。

(役員候補者資格の委任届)

第12条 第3条第2項に定める委任を行う場合は、立候補及び推薦ともに一般社団法人美祢市観光協会役員候補者(理事)資格の委任届(別記様式第4号)を添付しなければならない。

(役員候補者の選出)

第13条 理事の選出は次のとおりとする。

(1) 理事候補者数が理事会において定めた定数よりも多い場合には、理事会において慎重な審査を行い、定数以内に調整を行ったうえで理事会の議決を経て総会へ選出する。

(2) 理事候補者数が理事会において定めた定数と同数又は定数以下の場合には、理事会の議決を経て総会へ選出する。ただし、第2条に規定する最少人数を下回った場合には、理事会が定めた留任する理事の推薦順位に従って不足する員数の留任者を追加選出することとする。

2 監事候補者は、第4条第4項に基づき理事会において決定し、総会へ選出する。

3 前2項における選出可否の結果については、理事会から対象者全てに通知しなければならない。

(役員欠員)

第14条 役員に欠員が生じる場合は、直近の総会で欠員数の役員選任を行うことができる。

2 役員選任方法は通常の役員選任に則して速やかに行うものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(附則)

この規程は、令和2年11月26日から施行する。